

平成31年度事業計画（案）

平成31年1月17日・18日に開催された日本司法書士会連合会会長会では、私たち司法書士に関する課題として多くのテーマが提示された。それは、空き家問題・所有者不明土地問題・相続登記の促進・成年後見制度利用促進等において積極的にその役割を果たすべきこと、司法書士業実問題の存在、簡裁訴訟代理等関係業務における実績がはかばかしくないこと、司法書士業務に関する法制度創設及び既存法制改正が多数にのぼること（債権法改正、相続法改正、変則型登記解消に向けた法制、民事執行法改正その他）、登記制度・所有権等の在り方についての検討への意見表明を実施すること、さらにはAI、ITの発展による業務への影響等である。いずれも解決に至るためには時間を要するものばかりであり、また、複雑な問題が多く、様々な視点からの慎重な議論が必要と思われる。

この環境のもと、当会はどのように事業を進めていくべきなのか。結局は、「会員の資質の向上」、「司法書士制度及び司法書士の認知度の向上」、そして、「司法書士の実務経験・知識を生かした社会貢献の継続」という、非常に地道な活動の継続が必要と考える。そして、それら具体的な事業企画及び執行に際しては、昨年実施した「静岡県司法書士会の未来を考える会」における議論及び会員アンケートにおける会員意見結果等を参照していくことが望まれる。「考える会」の議論及びアンケートは10年程度の期間の中での司法書士、司法書士会の在り方を対象とするものであるので、直ちに事業計画に反映しえないものも少なくないと思われるが、少しずつ種を蒔くという感覚で使われるとよいと考える。

「会員の質の向上」に関して、前述のように司法書士業務に関係する様々な法律が改正され、新法制が創設されていくので、会員の適切な対応に資するように研修会を実施し、また、研修会情報の提供を引き続き行う。新人研修については、私たちの次代を担う司法書士会員の育成と既存会員との意思疎通の場として、実施する。

「司法書士制度及び司法書士の認知度の向上」を目指す企画広報事業としては、本年度実施してきた広報活動を引き続き行うと共に、改正相続法が市民、社会に理解され定着していくことを目的とした周知・啓蒙活動を「相続の専門家」として行っていく。法テラスカード利用推進活動は、権利擁護の意味も併せ持つ、他会にはない独自性のある広報活動として継続する。

相談事業部の事業は、次年度も司法書士総合相談センターしずおかの運営を中心にを行う。常設相談の方法については様々な意見があるとしても、市民が抱える法的問題解決及び地域社会の当会に対する信頼構築に、常設相談活動がはた

している役割は大きいと考えるからである。また、長期相続登記未了土地解消のための相続人調査の結果を受けて行われる相続人に対する相談会を法務局等と連携して行う。地道な消費者問題、犯罪被害者支援活動も継続して行う。司法書士による解決が求められる問題が社会に存在している以上、私たちには対応する責務があるからである。

経理部においては、限られた予算の中で適切に事業執行がされることを常に注視していく役目を果たしていくこととする。予算管理は事業企画作業のハードルと受け取られることも時にはあるが、見方を変えればそれは事業見直し・向上の契機にもなる。そういう意味で重要な作業である。

司法書士会は、執行部、会員、そして事務局の連携が円滑に行われ、適切な運営がなされる。総務部はこの連携維持のための活動及び対外的関係構築のための事業を行う。一般市民の司法書士に対する印象は、企画広報部の広報活動により形成されるところが大であるが、法務局をはじめとする関連団体の当会に対する印象は総務部にも責任があると考え。法務局、法テラス、他士業団体、そして、当会関連団体との連携を充実したものとする活動を行う。

また、司法書士会の活動は司法書士関連団体、司法書士会外の関連団体、行政、福祉、他士業種関連団体等との連携協力のもとにこそ成り立つものである。当会としては、各団体との連携の強化充実をはかる。

さらに、平成30年度実施の「静岡県司法書士会の未来を考える会」での議論及びアンケート結果を進化させる事業を行いたいと考える。繰り返しになるが、これらは10年先を考えてのものであり、直ちに実現の可否が結論づけられるものではない。しかし、一歩進めるための作業は必要である。「考える会」での議論は、将来のための議論としては不十分だ、的外れだとの意見もあろう。そうであるなら、不十分な部分の議論及び的を射た議論を進める必要がある。遠い将来の展望があつてこそ、近い将来の計画が立てられる、との認識が必要である。

最後に、簡裁訴訟代理等関係業務について。司法書士にとって紛争解決のための業務は司法書士法に明定されており、必須の業務である。平成30年度までに具体的事業を企画実施出来なかったことは大変遺憾であるが、平成31年度にその推進のための委員会等設置が仮にできなくても、少なくとも議論継続は必要ではないかと考える。

平成31年度の各事業(具体的内容は後記のとおり)に対する会員各位のご理解とご協力をお願いする次第である。

《総務部》

1. COMPASSの利用促進と定着

事務の省力化・コスト削減・情報提供の即時性を目指して、更なる利用促進を図っていききたい。

- (1) 会議に代わる連絡・協議手段としてより一層活用していく。
- (2) 会議録等の資料をCOMPASSに掲載する。
- (3) COMPASSの随時改良。

2. 会員の会務への参加促進

会員の会務への参加を促進していききたい。

- (1) 総会の参加者増加、活発化を検討する。
- (2) 新規登録者について委員会へ所属するように促す。

3. 他団体との情報交換及び交流

司法書士会は、関連団体（政治連盟、公嘱協会、リーガルサポート）のほか、法務局や法テラスといった外部団体と関係を持ち、協力関係を築いている。これらの団体との共催事業や交流窓口となる機能を担っていく。

- (1) 外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との連絡窓口となる委員会を設置して定期的な情報交換と交流を行う。

法務局、県市町は論を待たず、法テラスや他士業団体との定期的な情報交換を行うことにより、成年後見制度の利用促進、災害対策、空き家問題、所有者不明土地問題、相続登記の推進、民事法律扶助の利用促進、合同相談会の運営などについて、適切且つスムーズな対応をすることができ

- (2) 上記事業を行うために、政治連盟、公嘱協会、リーガルサポートと連携していく。

4. 本会通信の発行

本会通信は、現在紙による発行をやめCOMPASSへ掲載している。ところが、当会が発行する情報誌として他にHO2（ホーツー）があるので、両者の性格を考慮して編集を行っていく必要がある。

本年は、本会通信本来の役割を再定義し、発行継続の是非について検討していききたい。

5. 財産管理研修履修者名簿の管理

平成25年から、財産管理業務について一定の研修を履修した会員について

名簿を作成し家庭裁判所に提出してきた。

近年、空き家問題や所有者不明土地問題に対応するため司法書士界への期待が急速に高まっている。家庭裁判所だけでなく、县市町に対しても、司法書士が財産管理人となって同問題に対処することができることを示すため、名簿の提供を行う。

名簿の登載要件である研修の履修について再考していきたい。

6. 会則・諸規則の整備、会務財政の検討

- (1) 会則、規則、規程類の点検、見直しを行う。併せて、年度途中で制定、改廃があった場合、COMPASSを利用して会員への通知・閲覧を迅速に行う。
- (2) 本会の財政について経理部とともに中長期的な把握を行い、必要となる会則・諸規則等の改定の検討を行う。特に財務安定化基金又は預金の創設を検討する。

7. 司法書士会館の管理及び設備の更新

- (1) 更新が必要な機材備品等を見極め、計画的に更新を行う。
- (2) 日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。
- (3) 設備更新のための資金が適切に確保されているか検討を行う。

8. 司法書士会の未来についての検討

平成30年度、「静岡県司法書士会の未来を考える会」を開催し、会員のみなさんへ事業や研修などについて意見を伺った。司法書士界を取り巻く環境は激しく変化している。みなさんから寄せられた意見を参考に、平成31年度も引き続き司法書士会の未来について考えていきたい。

9. 会員の登録に関する事項

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

10. 業務賠償責任保険の維持・管理

司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。

11. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理

平成30年度に引き続き、住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

《経理部》

1. 一般会計会費及び特別会計会費（会館修繕特別会計及び自然災害相談活動特別会計）の適正な収入の確認と管理
2. 各事業支出（各部会・委員会等）及び各管理費（特別会計支出を含む）の適正な執行状況の把握
3. 「静岡県司法書士会の未来を考える 意見募集」の分析結果を踏まえての会費収支の検討
4. 会費の納入及び管理方法並びに旅費等の支払方法の検討
5. マイナンバーの適切な管理

《企画広報部》

「10年後の司法書士会」に関する意見募集の結果を俯瞰すると、会が広報活動に注力すべきとする最近数年間の企画広報部の方針に対し、概ねの賛同が得られたものと理解できる。したがって、「広報委員会」における各事業はもとより、広報事業の一環として位置づけている「法教育員会」「法テラスカード推進委員会」における各事業も継続事業とすることを提案する。

一方、「業務研究委員会」において推し進める新たな分野への挑戦としての研究活動については賛否両論分かれるところではあるが、反対意見が多数を占める状況には至っていないこと、各グループの研究活動は未だ道半ばであり、さらに継続・深化・実践が求められる状況であることに鑑み、平成31年度も同様に研究グループの募集をすることとする。

また、社会生活に著しい影響を及ぼすこととなる改正相続法については、会員各自が研鑽を積んで改正法を熟知する必要があることは当然のことであり、この点については業務研究グループへの応募があればこれを支援するが、企画広報部としての会員への対応は行わない。むしろ、企画広報部としては、改正相続法を市民生活や金融実務にソフトランディングさせるための対外的なセミナー、説明会、広報事業、広報ツールの作成・頒布等の役割を担うべきであると考え、これら業務を推進するために、既存の「あかし運営委員会」を継続する。

《研修部》

平成30年6月、研修に関する連合会会則が一部変更され、会員研修・新人研修・特別研修の意義が明確化された（平成30年6月22日施行）。追って、日司連会員研修規則が、会員は1実施年度に12単位以上取得しなければならないと一部改正された（平成31年4月1日施行）。

静岡県司法書士会においては、「未来を考える会」が行われ、研修事業に対して会員から様々な意見が寄せられている。次年度は、下記の事業を行うこととあわせて、研修の意義とあり方について、検証・検討し変化への第一歩を歩み出す時期ととらえる。

1. 会員研修

業務の多様化、司法書士の果たすべき役割など様々な課題への取り組みが社会から求められている今、企画した研修ですべて対応できるものではない。今年度は、会員研修を組織的な研修としての形を維持しながら、個々の会員が専門性を深化させ、自ら研究したいテーマを見つける場として位置づける。

（1）単位制研修

「会員研修会」は、登記業務、裁判業務、倫理も含めて、多くの会員が参加いただけるテーマの研修会を計画していく。定例の会員研修を補う「会員特別研修会」は、法改正や司法書士制度、社会の変遷に即したものを便宜複数回開催する。

研修会の形式は、基本的に同時配信の方法により県内3会場で実施することとし、さらに映像及び音声等の通信環境の改善を図っていく。

また、会員に対し、自ら必要とする研修を探し参加することを推奨していきたい。日司連の研修会や「日司連研修情報システム」による研修ライブラリ、eラーニングシステムなどの具体的な研修情報をCOMPASSに掲載して発信し、意欲的に研修を受講できるよう支援していく。他会主催の同時配信研修も積極的に取り入れていきたい。

（2）支部との連携

会員間の情報交換や交流の機会として支部研修会は大きな役割を担っている。支部へ研修情報を提供、一定額の助成を行い支部研修会の充実を図ることを本年度も引き続き行う。

支部研修会の開催内容を支部間で共有し、他支部との連携も含めて会員に資する研修開催につなげてほしい。

（3）研修単位未取得会員（0単位者）への対応

冒頭にも記したが、日本司法書士会連合会において、司法書士の専門家と

しての資質の担保として単位制研修の12単位取得義務が定められた。毎年、研修単位を全く取得しない会員が一定数存在する。法律実務家である司法書士が、所定の研修単位の取得を定めた「日司連会員研修規則」及び「静岡県司法書士会会員研修規則」を全く遵守していないという事態を是正すべく、単位未取得の会員に対してどのように対処していくか今後の課題である。

(4) 年次制研修

今年度も対象会員の研修参加の機会を確保するために年に2回開催する。

倫理研修を主たる内容とする年次制研修が義務研修であることは周知されているものの、毎年、身体上の理由等によるやむを得ない事由以外の事由により参加しない会員も僅かながら存在する。年次制研修への参加を強く促すとともに、不参加者に対しては、年次制研修の指導要領に則り個別に対応していくこととする。

年次制研修の内容やあり方について、これまでの年次制研修を振り返り、日本司法書士会連合会に対し要望を提出していくことも検討したい。

平成31年度は、関東ブロック各会持ち回りにて実施している年次制研修の担当会となるため、関東ブロック司法書士会協議会と打ち合わせの上、当日の研修会の会場提供、運営を行う。

開催予定日：第1回年次制研修 2019年9月1日(日)

第2回年次制研修(関東ブロック持ち回り年次制研修)

2019年10月5日(土)

2. 新人研修

新人研修を基礎的な実務能力の習得と職能としての規律や責任を自覚させ、意欲的に業務に取り組む司法書士を早期に育成することを目的とする一方で、新人及び登録後間もない会員と既存会員との意思疎通の場としても位置づけ、以下の事業を展開していく。

一方で、新人研修のこれまでの取り組みを振り返り、今後の在り方を模索していきたい。

(1) 配属研修

配属研修制度について、これまでの検証をし、意義も含めて運営も検討していく時期にあると考えられるので、今年度は、検討の結果変化の年となる可能性があるが、当会新人研修規則等に則り実施していく。限られた期間の実践的な研修をより充実したものとするため、「合格者ガイダンス」において、これまで以上に新人の状況や要望などを丁寧に聞き取るとともに、配属研修の意義や配属研修に臨む姿勢について具体的に説明し理解を促す。

また、本年度も引き続き、「配属研修指導員ガイダンス」を実施する。配属研修の意義と現状、指導内容、具体的な運用などを説明し、司法書士会の事

業であることの認識を共有したい。

新人と一口に言っても、その年齢、経歴、開業予定地、時期など様々であり、研修期間中における取り組み方にも個人差があるため、新人と研修指導員の双方の間に入り、配属研修が効率よく実施できるよう努めていく。

(2) 集合研修

ここ数年の新人集合研修は、大きく分けると、新人が早期に登録できるよう司法書士としての実務上の知識や相談技法、倫理等を習得する目的と法律実務家としての使命や職責の理解を促し、登録後に当会の組織や活動へ参加し、司法書士制度を担う司法書士を育成するという目的で実施してきた。

登録前の新人を対象とする集合研修の内容は、今後、中央新人研修、関東ブロック新人研修などを補充する研修内容を組み込むカリキュラムで構成されている。当会独自の研修として、本年度は、概ね同様のカリキュラムで実施する予定である。

3. その他

中央新人研修や関東ブロック新人研修、特別研修の講師やチューターの派遣を引き続き行う。

《相談事業部》

「知る人ぞ知る」から

「誰もが知る」司法書士へ

1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営その他の相談関連事業

常設相談を通じて、地道ではあるが、相談者にとって具体的な解決につながるよう、一つ一つの相談に対して適切に対応していく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センターシフト表の作成
- (3) 相談員増員に向けた相談員勧誘

- (4) 体験入学制度の運営
- (5) 外部からの相談員派遣要請の一元的管理
- (6) 相談センターニュースの発行
- (7) 司法書士活用の喚起に向けた取組み
- (8) 他土業等との合同相談の実施・検討
- (9) 女性相談会の実施

2. 「相続登記はお済みですか月間」相談の実施

各支部に協力を仰ぎつつ、相続登記に関する相談を実施する。

3. 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」関連の相談会への対応

特措法40条2項前段に基づき、登記官は、長期相続登記等未了土地（特措法2条4項の特定登記未了土地のうち、所有権の登記名義人の死亡後30年を超えて相続登記等がされていない土地。）の所有権登記名義人となり得る者に対し、所定の事項を明示または情報提供しつつ、相続登記等の申請の勧告を行う。この勧告に合わせて、法務局では、相続登記に関する相談会を開催する予定である。この法務局主催の相談会に、相談員として司法書士を派遣する。

4. 消費者問題対策事業

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 相談員や司法書士を対象として、吟味・充実した内容の研修を行う
- (2) 消費者関連法の改正や消費者問題への対応
- (3) 消費者問題ネットワーク静岡、しずおか消費者ユニオンとの連携事業

5. 犯罪被害者支援事業

外部機関・団体、特に法務局との連携事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 懇話会・相談会・研修会開催
- (2) 静岡県警をはじめとする他機関との連携
- (3) 日司連及び法務局との連携
- (4) れんげ草通信の発行

6. “ふらっと”による裁判外紛争処理事業

これまで同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていきたい。また、弁護士の間与を受け、140

万円超の民事紛争や遺産分割等の家事紛争を対象とすることを視野に協議・検討を行う。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 弁護士助言型調停センターへの移行に向けた取組み
- (4) 広報活動